

1 浜北新都市誘致施設用地の取得について (工場用地開発事業について)

商工部企業立地推進課

1 概要

浜北新都市土地区画整理事業に伴い市土地開発公社が先行取得した誘致施設用地のうち造成工事の完了した6街区及び7街区について、企業への分譲を行うため土地開発公社からの買戻しを行うもの。

2 分譲用地概要

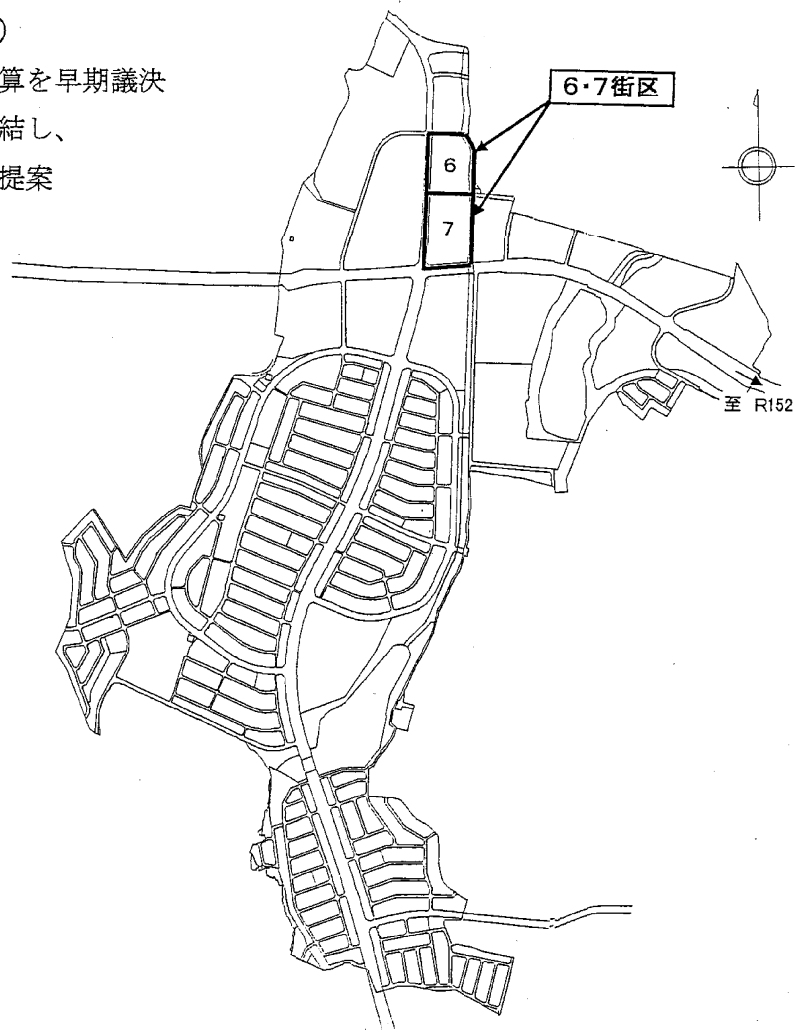
街区名	敷地面積	用地取得費
6街区	12,719.89 m ²	694,708 千円
7街区	17,290.24 m ²	1,093,863 千円
計	30,010.13 m ²	1,788,571 千円

3 補正額 1,788,571千円

浜北新都市図面

4 スケジュール(予定)

- ・ 9月定例会で補正予算を早期議決
- ・ 議決後、仮契約を締結し、
用地取得議案を追加提案
- ・ 10月1日から公募



2 浜松モザイカルチャー世界博2009開催事業について

企画部国際モザイカルチャー推進課

1 補正の概要

モザイカルチャー普及・啓発のため、エキスポ等への出展経費を追加する。また、(財)浜松観光コンベンションビューローへの負担金を追加するもの。

2 事業内容

(1) M I H 2 0 0 9 開催推進事業費 補正額 14,125千円
フラワーエキスポ等へ出展することにより、モザイカルチャーの普及・啓発を行う

No.	項 目	経 費	備 考
	スイス・ジュネーブ フラワーエキスポへの出展	7,471	出展負担金、旅費
	韓国・光州広域市 スプリング フラワー EXPO への出展	2,475	作品管理委託ほか
	名古屋フラワードーム2009への出展	2,179	作品管理委託ほか
	国内普及大型キャンペーン(日比谷公園ガーデニングショー)	2,000	作品管理委託
	計	14,125	

第5回ジュネーブ・フラワーエキスポ

期間 2008年11月14日(金)～11月23日(日)

会場 スイス ジュネーブ国際展示場

光州スプリングフラワーEXPO2009

期間 2009年3月27日(金)～4月5日(日)

会場 大韓民国・光州市 金大中コンベンションセンター

名古屋フラワードーム2009

期間 2009年3月12日(木)～3月18日(水)

会場 ナゴヤドーム

日比谷公園ガーデニングショー2008

期間 2008年10月25日(土)～11月2日(日)

会場 日比谷公園内第二花壇周辺

(2) M I H 2 0 0 9 開催運営支援事業費 補正額 83,483千円
(財)浜松観光コンベンションビューローへの職員派遣に伴う負担金の追加

3 天竜区役所・天竜消防署建設事業について

天竜区役所総務企画課
消防本部消防総務課

1 補正の概要

天竜区役所・天竜消防署建設事業について、発注方法をデザインビルド方式（設計施工一括発注）としたことに伴い、平成 20 年度から平成 23 年度の工期にて本年度契約をするため、債務負担行為を設定する。

また、本年度執行予定の庁舎設計費の翌年度執行に伴い、減額する。

2 整備の概要

- (1) 現 状 昭和 45 年建設
延床面積 4,138㎡（配置人員 区役所 133 名 消防 56 名）
- (2) 建設計画 消防署の事務室と同一棟による一体整備とし、現在地に庁舎を改築、木造主体の構造とする。（2 階建）
延床面積 区役所部分 1,755㎡（配置人員: 65 名想定）
消防署部分 1,860㎡（配置人員: 56 名想定）

3 補正額

(1) 債務負担行為

- ・ 限度額 1,110,000 千円
- 内 訳
 - 区役所 590,000 千円
 - 消防署 520,000 千円
- ・ 事 項 天竜区役所・天竜消防署建設事業費
- ・ 期 間 平成 20 年度～平成 23 年度

(2) 歳出予算

- ・ 38,277 千円（146,303 千円 108,026 千円）
- ・ 新庁舎本体設計委託料の減額
- 内 訳
 - 区役所 19,444 千円（125,000 千円 105,556 千円）
 - 消防署 18,833 千円（21,303 千円 2,470 千円）

補正後の予算は、庁舎解体や移転に要する経費が主なもの。

4 地域密着型サービス等提供基盤整備助成事業について

社会福祉部介護保険課

1 概要

地域において介護給付等対象サービスを提供する施設の計画的な整備等を促進するために交付する補助金について、当初確定していた3事業所に加え、事業内容の確定した10事業所に対する国内示に伴う事業費を追加するもの。

2 内容

施設種別	施設数	定員(人)	補正額(千円)
認知症対応型通所介護	3	34	30,000
小規模多機能型居宅介護	1	25	15,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	20	40,000
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	145	200,000
合計	10	224	285,000

地域密着型サービス

要介護者が中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供するサービスであり、介護保険法で定められています。

認知症対応型通所介護...

認知症に対応しようとする通所による居宅介護サービス。日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

小規模多機能型居宅介護...

通所、ショートステイ、訪問を組み合わせ、利用者のニーズに合わせて日常生活上の世話を行う。

地域密着型特定施設入居者生活介護...

29人以下の有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等で、日常生活上の世話や機能訓練を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護...

29人以下の特別養護老人ホーム。食事や排泄など常時介護が必要で日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行う。

3 補正額 285,000千円 (財源:国庫285,000千円、補助率10/10)

4 施設整備一覧

(単位：人、千円)

No	運営法人名	所在地	施設種別	定員	補正前	補正額	補正後
1	(福)三和会	南区田尻町	認知症対応型通所介護	12	0	10,000	10,000
2	(株)あそび学園	東区下石田町	小規模多機能型居宅介護	25	0	15,000	15,000
3	(福)遠州秋葉会	東区恒武町	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	0	40,000	40,000
4	(NPO) まごのてサービス	浜北区中瀬	小規模多機能型居宅介護	25	15,000	0	15,000
5	(福)大善福祉会	浜北区新原	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	0	40,000	40,000
6	(株)宇宙 SORA	浜北区新原	小規模多機能型居宅介護	25	15,000	0	15,000
7	(株)アイケアサービス	大平台3丁目	小規模多機能型居宅介護	25	15,000	0	15,000
8	(福)白梅福祉会	西区大人見町	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	0	40,000	40,000
9	(福)十字の園	北区三方原町	地域密着型特定施設入居者生活介護	20	0	40,000	40,000
10	(福)和光会	北区三方原町	認知症対応型通所介護	12	0	10,000	10,000
11	(福)和光会	北区三方原町	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	0	40,000	40,000
12	(株)山崎総合	北区細江町	認知症対応型通所介護	10	0	10,000	10,000
13	(福)大善福祉会	天竜区二俣町	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	0	40,000	40,000
合 計					45,000	285,000	330,000

5 障害者自立支援事業について

社会福祉部 障害福祉課
 こども家庭部 子育て支援課
 児童相談所
 健康医療部こころの健康対策課

1 概要

障害者自立支援法における平成 20 年 7 月の制度改正に伴い、利用者負担の軽減措置が拡充されたため、介護給付（法定給付事業）及び地域生活支援事業（市実施主体事業）について事業費を追加するもの。

また、静岡県障害福祉推進基金（H18 設置）を活用した特別対策について、県内示に伴い事業費を追加するもの。

2 内容

（1）負担軽減事業

（ア）介護給付（法定給付事業）

負担上限額の算出方法の改正	障害者	世帯範囲を、住民票上の世帯員全員から、障がいのある方とその配偶者へ変更
	障害児	負担軽減措置対象課税世帯を、市民税所得割 16 万円未満から 28 万円未満へ範囲拡大
負担上限額の軽減措置拡大	障害者	現在の軽減幅 1/4 から、1/8 程度の軽減幅に拡大（低所得 1・2 に限る）
	障害児	現在の軽減幅 1/4 から、1/8 程度の軽減幅に拡大

（イ）補装具給付事業（法定給付事業）

負担上限額の算出方法の改正	障害者	世帯範囲を、住民票上の世帯員全員から、障がいのある方とその配偶者へ変更
---------------	-----	-------------------------------------

（ウ）地域生活支援事業（市実施主体事業）

負担上限額の算出方法の改正	障害者	世帯範囲を、住民票上の世帯員全員から、障がいのある方とその配偶者へ変更
---------------	-----	-------------------------------------

（2）ケアホームの重度障害者支援体制強化事業（基金事業）

重度障害者（障害程度区分 4 以上）を受けいれている、ケアホーム（12 事業所）について、食事介助や入浴介助時における生活支援員の加配を行う等の支援強化による加算措置

3 補正額 192,691 千円（財源 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

6 地方独立行政法人移行関係経費について

健康医療部新法人設立準備課

1 概要

県西部浜松医療センターの地方独立行政法人化（平成 22 年 4 月を目標）に向け、設立認可手続、定款の作成、新法人へ承継する資産の整理、評価委員会設置などの移行準備のため、平成 20 年度において取り組む必要がある専門的な資産評価や人事給与制度設計等について事業費を追加するもの。

2 内容

(1) 公有財産評価関係業務委託

市が新法人に対して現物出資及び無償譲渡する公有財産の登記及び評価に関する業務委託。

- ・ 測量・分筆・地目変更・建物表題登記申請資料作成
- ・ 出資財産評価及び公有財産台帳整理

(2) 人事・給与制度設計業務委託及び制度導入支援業務委託

新法人の安定的な人材確保と健全な経営のため、新たな人事・給与制度の構築及び制度導入の支援業務委託。

人事処遇制度の設計等

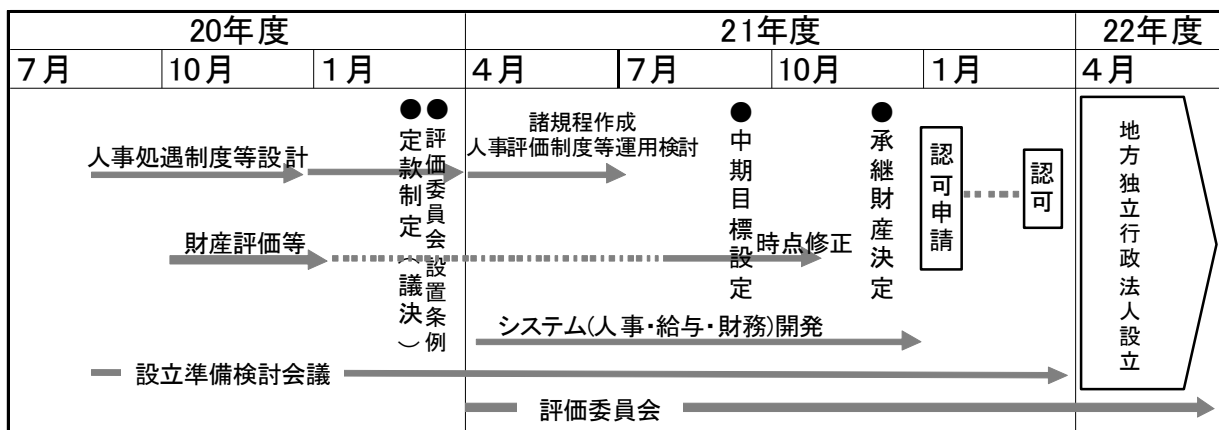
- ・ 賃金（給与）、賞与、退職金等制度設計
- ・ 制度導入のための支援業務

各種規程の作成業務

- ・ 就業規程、給与規程、退職金手当支給規程
- ・ パートタイマー等臨時職員就業規則
- ・ 育児休業規程、介護休業規程など

3 補正額 13,000千円

4 地方独立行政法人化移行スケジュール



7 フラワーパーク電気設備等改修事業について

農林水産部農業水産課

1 補正の概要

フラワーパークは開園後 30 年余を経過し、電気給水設備は経年劣化、機能低下が進行し、事故・故障が生じる恐れが高まっている。

このため、モザイクカルチャー世界博 2 0 0 9 開催に向け、老朽化した電気設備、給水設備の改修を行うもの。

2 事業の内容

(1) 電気設備の改修

発錆、絶縁不良等による危険箇所を取替

- ・園内キュービクル 9 箇所のうち 7 箇所の取替え
- ・主要高圧ケーブルの取替（総延長 2,000m） など

(2) 上水道設備の設置

- ・給水管の敷設（総延長 3,000m）
- ・受水槽の新設 など

3 スケジュール

平成 20 年 10 月	現地調査・測量・設計
” 12 月	工事着手
平成 21 年 3 月	工事完了

4 補正額 1 5 0 , 0 0 0 千円（負担金）

8 フォルテ関係経費について

商工部産業政策課

1 概要

フォルテの清算に伴い、入居施設の移転に係る経費や土地売却収入、入居保証金及び敷金返還金を補正するもの。

2 入居施設移転概要

No.	施設名称	移転先	所管課
1	駅前市民サービスセンター	バスターミナル地下	市民生活課
2	観光コンベンションビューロー	アクトタワー17階	観光コンベンション課
3	中央図書館駅前分室	浜松駅前ビルディング7階	中央図書館
4	多文化共生センター	第一伊藤ビル9階	国際課
5	フォルテガーデン・ホール	廃止	産業政策課
6	情報プラザ	廃止	広聴広報課
7	文芸館分館(木下恵介記念館)	旧浜松銀行協会	文化政策課
8	駅前交番	未定	産業政策課

3 補正額

(1) 歳入 2,582,397千円

(単位:千円)

区分	補正額	備考
土地売却収入	1,250,000	フォルテ敷地の売却に伴う土地売却収入
土地貸付料	11,564	契約変更に伴う貸付料増額分
保証金・敷金返還金	1,320,833	市施設のフォルテからの退去に伴う入居保証金及び敷金の返還金
計	2,582,397	

(2) 歳出 17,424千円

(単位:千円)

区分	補正額	備考
賃料	△ 17,765	
フォルテ管理事業	△ 23,500	観光コンベンションビューロー、駅前市民サービスセンターのフォルテ6か月分の賃料の減(商工費)
観光コンベンション運営経費	3,055	観光コンベンションビューローの移転先賃料の追加(商工費)
サービスセンター管理運営経費	2,680	駅前市民サービスセンターの移転先賃料の追加(総務費)
負担金 (サービスセンター管理運営経費)	341	駅前市民サービスセンターの移転先に係る設備保守等に対する負担金(総務費)
計	△ 17,424	

9 都田地区工場用地北ブロックの開発について

商工部企業立地推進課
土木部道路企画課
土木部河川課

1 目的

企業用地として活用する方針を決定した都田地区用地のうち、市道都田43号線北側(北ブロック)の開発を行うため、土地開発公社が施行する土地区画整理事業に対する負担金(債務負担行為)及び道路等の関連公共施設整備事業費を補正するもの。

2 事業概要

(1) 土地区画整理事業

事業名称 (仮称) 浜松市都田南土地区画整理事業
 施行者 浜松市土地開発公社(土地区画整理法第3条1項による個人施行)
 施行面積 約12.0ha
 施行期間 平成20年度～平成21年度
 事業費 230,000千円
 事業内容 宅地造成、調査設計、移転補償など
 事業手法 浜松市土地開発公社が区画整理事業を施行し、事業完了後、浜松市が土地開発公社から用地を取得する。

(2) 関連公共施設整備事業

道路整備、調整池整備(20～21年度)

3 補正額

(1) 歳出予算 149,000千円

道路整備事業 102,000千円(補正前46,000千円 補正後148,000千円)

調整池整備事業 47,000千円(補正前2,000千円 補正後49,000千円)

(2) 債務負担行為

土地区画整理事業に係る負担金 限度額：230,000千円 期間：20～21年度

道路整備事業 限度額：270,000千円 期間：20～21年度

調整池整備事業 限度額：126,000千円 期間：20～21年度

(単位：千円)

区 分	20年度			21年度 【債務負担】	計
	補正前	補正	補正後		
区画整理事業				230,000	230,000
道路整備事業	46,000	102,000	148,000	270,000	418,000
調整池整備事業	2,000	47,000	49,000	126,000	175,000
上下水道整備負担金	8,200		8,200		8,200
土壌・地質調査等	49,000		49,000		49,000
計	105,200	149,000	254,200	626,000	880,200

10 すじかい橋交差点改良事業について

土木部道路保全課

1 補正の概要

西区和地町の「すじかい橋交差点」は、主要地方道館山寺鹿谷線に2路線の県道が複雑に交差する変則四叉路の交差点であり、平日の通勤時間帯や休日には館山寺方面を訪れる観光客の車両による交通渋滞が発生している。

また、来年度開催される「浜松モザイクカルチャー世界博 2009」のシャトルバスや団体バスのアクセスルートとなっている。

このような状況を踏まえ、交通渋滞の緩和と交通安全の向上のため、変則四叉路を十字形状とする交差点改良事業を実施するものである。

2 補正額 31,000千円(道路維持修繕事業211,000千円の一部)

排水路工事 L = 120m

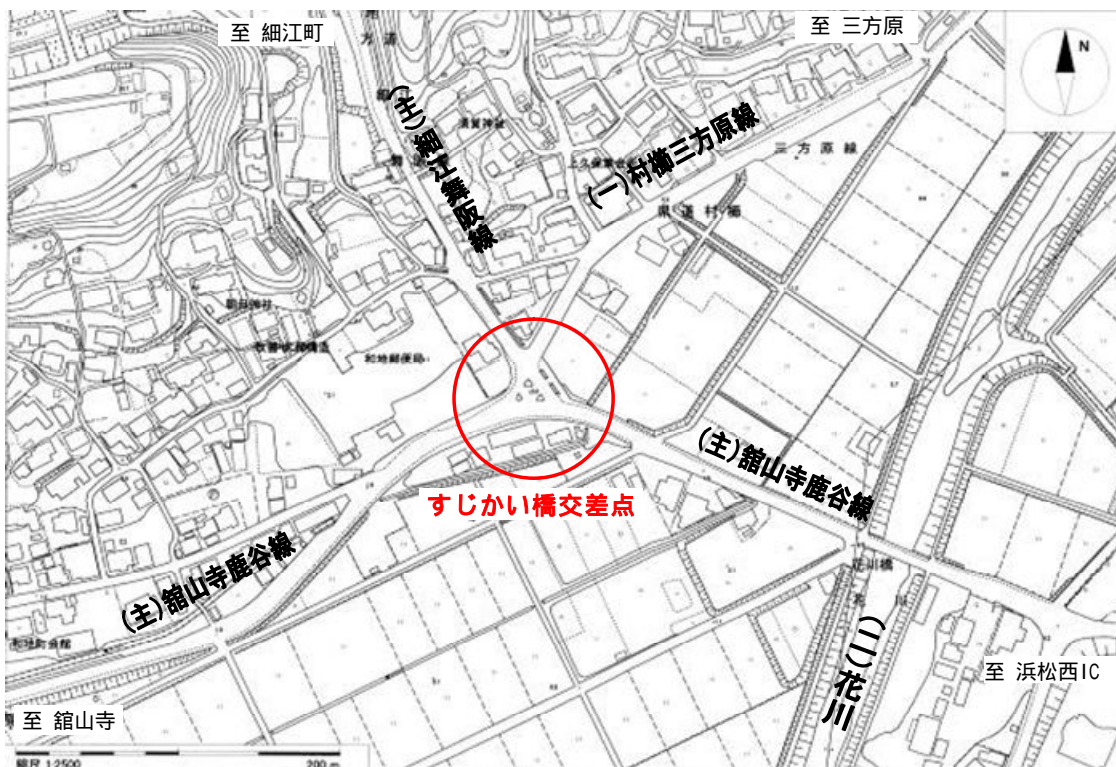
道路改良工事は今後補正

3 スケジュール

平成20年10月～ 排水路工事の実施

平成21年2月～ 道路改良工事の実施

平成21年9月 供用開始



1 1 中消防署鴨江出張所・浜松支団第 16 分団庁舎建設事業について

消防本部消防総務課

1 目的

老朽化した中消防署鴨江出張所及び消防団浜松支団第 16 分団を静岡地方裁判所浜松支部跡地に移転新築し、中心市街地の防災拠点として整備するため、設計委託料等を追加するもの。

- 2 補正額 20,265 千円(皆増)
・内訳 基本・実施設計委託料等

3 事業計画

平成 20 年度 基本・実施設計(9 月補正)
平成 21 年度 建設工事
平成 22 年 4 月 運用開始予定

4 新庁舎の概要

- (1) 建設地 中区鴨江二丁目(静岡地方裁判所浜松支部跡地)
(2) 敷地面積 4,767.02 m²
(3) 建築規模 RC 造一部鉄骨造 延べ面積 1,160 m²
・鴨江出張所 延べ面積 990 m²
(内訳) 事務所、会議室、車庫、仮眠室(個室)、防災倉庫、自家発電施設等
自家給油施設(ガソリン・軽油 計 2 万ℓ)
・第 16 分団 延べ面積 170 m²
(内訳) 事務所、会議室、車庫等
(4) 配置車両 鴨江出張所 消防ポンプ自動車、救助工作車等
第 16 分団 消防ポンプ自動車

1 2 スクールソーシャルワーク事業について

学校教育部指導課

1 目的

教育分野に関する知識に加え、社会福祉士や精神保健福祉士など社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

2 事業内容

不登校やいじめが多いため指導等に苦慮しており、民生児童委員協議会の活動が活発で連携をとりやすい東区の5中学校に校区常駐型のスクールソーシャルワーカーを配置し、生徒指導上の諸問題を未然に防止する。

また、配置校区以外の小中学校から要請があった場合に備え、要請派遣型のスクールソーシャルワーカーも確保して問題への早期対応と多角的な支援を可能とする。

スクールソーシャルワーカーの業務

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭・地域など）への働き掛け
- ・関係諸機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者や教員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動

3 スクールソーシャルワーカーの配置及び活動校区

種 類	方法	人数	配置校	活動校区
校区常駐型	配置	5人	天竜中・笠井中・積志中・丸塚中・中郡中	配置の5中学校区 (5中学校・11小学校)
要請派遣型	派遣	3人	—	上記以外の全ての校区

4 補正額 9,000千円(県委託金10/10事業)